

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年11月10日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100101号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100054号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から16万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から16万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100102号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100055号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年12月15日の標準賞与額を57万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月15日

A事業所から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び複数の同僚に係る請求期間の賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から57万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から57万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る標準賞与額の届出については、オンライン記録により、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月26日に処理されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100080 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100056 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 42 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、昭和 42 年 3 月の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 42 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 42 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 42 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

請求期間は、A 社 (現在は、C 社) B 店から同社 D 支店へ異動した時期であるが、厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社 B 店及び同社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) により、請求期間当時、被保険者であったことが確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A 社に継続して勤務し (昭和 42 年 4 月 1 日に A 社 B 店から同社 D 支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 店における昭和 42 年 2 月の厚生年金保険の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 42 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 42 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和 42 年 4 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和 42 年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和 42 年 3 月 31 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 42 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料

を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100078号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2100007号

第1 結論

昭和57年11月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年11月から昭和61年3月まで

昭和57年9月1日に国民年金の被保険者資格を喪失後、A市からB市へ住所を異動した昭和57年11月頃に、B市C区役所で国民年金の住所変更手続きを行い国民年金に再加入した。それ以降、請求期間の国民年金保険料を定期的に納付していたのに、年金記録では、保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、国民年金の被保険者資格を喪失した後、他の市町村へ住所を異動した者が国民年金保険料を納付するためには、住民票の異動手続とは別に、異動先の市町村において国民年金の住所変更手続きを行い国民年金に再加入する必要があるところ、請求者は、A市からB市C区Dへ住所を異動した昭和57年11月頃に、B市C区役所において国民年金の住所変更手続きを行い国民年金に再加入した旨陳述している。

しかしながら、住民票により、請求者は昭和57年11月18日にB市民となっていることが確認できるものの、請求者から提出された年金手帳の写しによると、A市からB市C区Dへ住所変更を行った旨の記載はなく、最初の住所欄にはA市E、最初の変更後の住所欄にはB市F区G(昭和61年4月15日変更)と記載されていることが確認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者は、昭和61年4月15日にB市において初めて国民年金の住所変更手続きを行い国民年金に再加入したものと推認され、請求者の主張と国民年金の住所変更手続きを行い国民年金に再加入した時期が大きく相違している。

また、当該住所変更手続きを行ったことが推認される昭和61年4月15日の時点では、請求期間のうち昭和57年11月から昭和58年12月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、請求期間のうち昭和59年1月から昭和61年3月までの期間の保険料は、遡って過年度納付することが可能であったが、オンライン記録と同様に、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿及び過年度納付記録簿においても、請求期間に係る保険料の納付記録は確認できない。

さらに、請求者の妻から提供された請求者に係る昭和59年分及び昭和60年分給与所得の源泉徴収票の写しによると、社会保険料等の金額欄の申告による控除分には昭和59年分が56,100円、昭和60年分が86,560円とそれぞれ記載されていることが確認できるものの、i)

当該各金額は、昭和 59 年及び昭和 60 年の各 1 年間分の実際の国民年金保険料とそれぞれ一致しないこと、ii) 請求者は、請求期間について B 市の国民健康保険に加入していた旨陳述しており、当該各金額には国民健康保険料が含まれていることが推認されることから、B 市は請求期間当時の国民健康保険の加入記録及び国民健康保険料の納付記録は保存していない旨回答していることから、当該各金額に含まれている国民健康保険料が確認できないこと、iii) 請求者は、請求期間のうちいつからいつまでの国民年金保険料をいついくら納付したか具体的に覚えていないことから、当該各金額に請求者の請求期間に係る国民年金保険料が含まれていることを確認することができない。

加えて、請求期間は 41 か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。